

第1章 総 則

【総墓の会】

第1条 本会の名称は「宇治市市営墓地総墓」から変更して「一里山総墓の会」とする。事務所は会長宅に置く。

【目的】

第2条 本会は、墓地の維持・管理・運営を行うことを目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 墓地の維持・修繕に関すること
- (2) 墓地の使用許可に関すること
- (3) 墓域の保全に関すること
- (4) 墓地の造成・造園に関すること
- (5) その他本会の目的達成のために必要と認めた事業

【構成】

第4条 本会は、墓地を使用している会員によって構成する。

第2章 役 員

【役員及び選出】

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 運営委員 5名
- (6) 相談役 数名

2. 新役員の決定は、現職会長の責務とする。
3. 現職会長は、入墓順を参考にして15名の役員候補を指名する。
4. 現職会長は、15名の役員候補と現職役員を招集し新役員選出会議を開催する。
5. 第1項第1号から第5号までの各役職は、15名の役員候補の互選によって選出することを基本とする。但し、役員候補から現職役職に対して要請があれば、現職役職の再任は妨げない。
6. 相談役は、新役員からの要望があれば現職役員から選出する。
7. 新役員は、総会の場合でもって会員に承認されるものとする。

【職務】

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに総会等を招集する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、財務全般を管理する。
4. 会計監査は、会計を監査し総会で報告するものとする。
5. 運営委員は、会務を掌理する。
6. 相談役は、会務の円滑な運用を図る目的で知見を進言する。

【任期】

第7条 役員の任期は、総会後の8月1日から2年間とする。

第3章 会 議

【総会】

第8条 総会は、年1回とし、7月の一斉清掃後、会員の過半数の出席により開催する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催する。

2. 総会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業報告及び事業計画
- (3) 会計報告
- (4) 会計監査報告
- (5) その他重要な事項

【役員会】

第9条 役員会は、会長がこれを招集し、役員の3分の2以上の出席により開会し会務を審議する。

【議決方法】

第10条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決める。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第4章 墓地管理

【名称と所在地】

第11条 墓地の名称は、一里山総墓という。

2. 一里山総墓は、一里山総墓管理者の管理下に置く。
3. 所在地は、宇治市広野町一里山73番地である。

【管理者】

第12条 総墓管理者は、会長が兼務し宇治市に届け出るものとする。

【入墓資格及び使用手続き】

第13条 墓地の入墓資格は、入墓時点で宇治市民であること。

2. 墓地を使用しようとする者は、所定の申込書を役員会に提出して承認を得なければならない。
3. 役員会は、申込書を審査の上、墓地使用について適当と認めた者に入墓承認書を交付するものとする。

【墓地使用料及び墓地管理料】

第14条 墓地使用料（永代）は、1区画（約1.2m四方）300,000円とし墓地管理料は年間2,000円と定める。

2. 前条の入墓承認書の交付を受けた者は、墓地使用料と墓地管理料を指定された期日までに会計に支払うものとする。
3. 墓地管理料は、年1回の一斉清掃時に納入するものとする。
4. 納入された墓地使用料及び墓地管理料は、事由の如何を問わず返還しない。

【墓地使用者の義務】

第15条 墓地を使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓石の有無に拘わらず、常にその区画の管理（除草・清掃等）を行うものとする。
- (2) 墓石の建立・施設の設置、これらの補修に際しては事前に設計内容を役員会に提示して許可を受けなければならない。
又、工事に際しては、定めた区画を超えて巻石等の施設を設置してはならない。
- (3) 他の者にその墓地を移譲、転貸することはできない。
- (4) 地藏盆祭礼の担当年度には参加しなければならない。都合悪く不参加の場合は、不参加金3,000円を支払わなければならない。
- (5) 年1回の一斉清掃時には使用者全員で清掃を行うものとする。
その日時は、7月の最終日曜日とし不参加者は2,000円の不参加金を支払わなければならない。
- (6) 墓地使用者の変更或いは住所・連絡先の変更等が生じた場合にはすみやかに役員会に届け出ること。
- (7) 焼骨の埋蔵をしようとするものは、埋葬許可証又は火葬許可証を総墓管理者に提出した後からでなければ埋蔵してはならない。
- (8) 諸般の事由で退墓の必要性が生じた場合には、会長宛てに所定の退墓届を提出すること。
尚、退墓に関しての官公庁への届け出や墓石の撤去等は退墓者の責任でもって行い、墓地は更地として返上すること。

【地藏盆祭礼】

第16条 毎年8月23日前後の日曜日に六体地藏を含む地藏盆祭礼を実施するものとする。

会員を3班に分けて年度毎に実施するが、担当年度で不参加の場合は3,000円の不参加金を支払わなければならない。

2. 地藏盆の会計は、総墓会計に算入するものとする。

【墓地使用权の取り消し】

第17条 役員会は、第15条に定める義務を履行しない者又は、墓地管理料及び不参加金を3年以上支払わないで、引き続いて3年を経過しても申し出のない者については、その墓地の使用権を取り消し、無縁墓に合祀し墓石を処分することができる。

第5章 会 計

【議決方法】

第18条 本会の経費は、墓地使用料・墓地管理料・寄付金・雑収入及び臨時会費をもって充てる。但し、臨時会費は必要に応じて徴収するものとする。

【会計年度】

第19条 本会の会計年度は、7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

付 則

本規約は、令和2年10月1日から施行する。